

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（品川区決定）

都市計画大井町西地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕内は全幅員を示す。

名 称		大井町西地区第一種市街地再開発事業			
施行区域面積		約 0.5ha			
公共施設 の配置及 び規模	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考
		幹線街路	補助幹線街路 第 2 6 号 線	幅員 7.5m [15m]、延長 約 70m	別に都市計画において定めるとおり。
			補助幹線街路 第 1 6 3 号 線	幅員 7.5m [15m]、延長 約 80m	別に都市計画において定めるとおり。 街路事業中
		区画道路	区画道路 1 号	幅員 4.5m [9m]、延長 約 40m	既設
			区画道路 2 号	幅員 6m [6m]、延長 約 60m	新設
建築物の 整備	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備 考
	約 2,200 m ²	約 33,600 m ² [約 24,400 m ²]	住宅施設、業務施設、商業 施設、公共施設、駐車施設	105m	
建築敷地 の整備	建築敷地面積	整備計画			
	約 3,300 m ²	敷地の周囲に歩道状空地を設け、敷地の南東部に約 150 m ² の広場状空地を設ける。			
住宅建設の目標		戸 数	面 積		備 考
		約 230 戸	約 25,700 m ²		
参 考		高度利用地区内にあり			

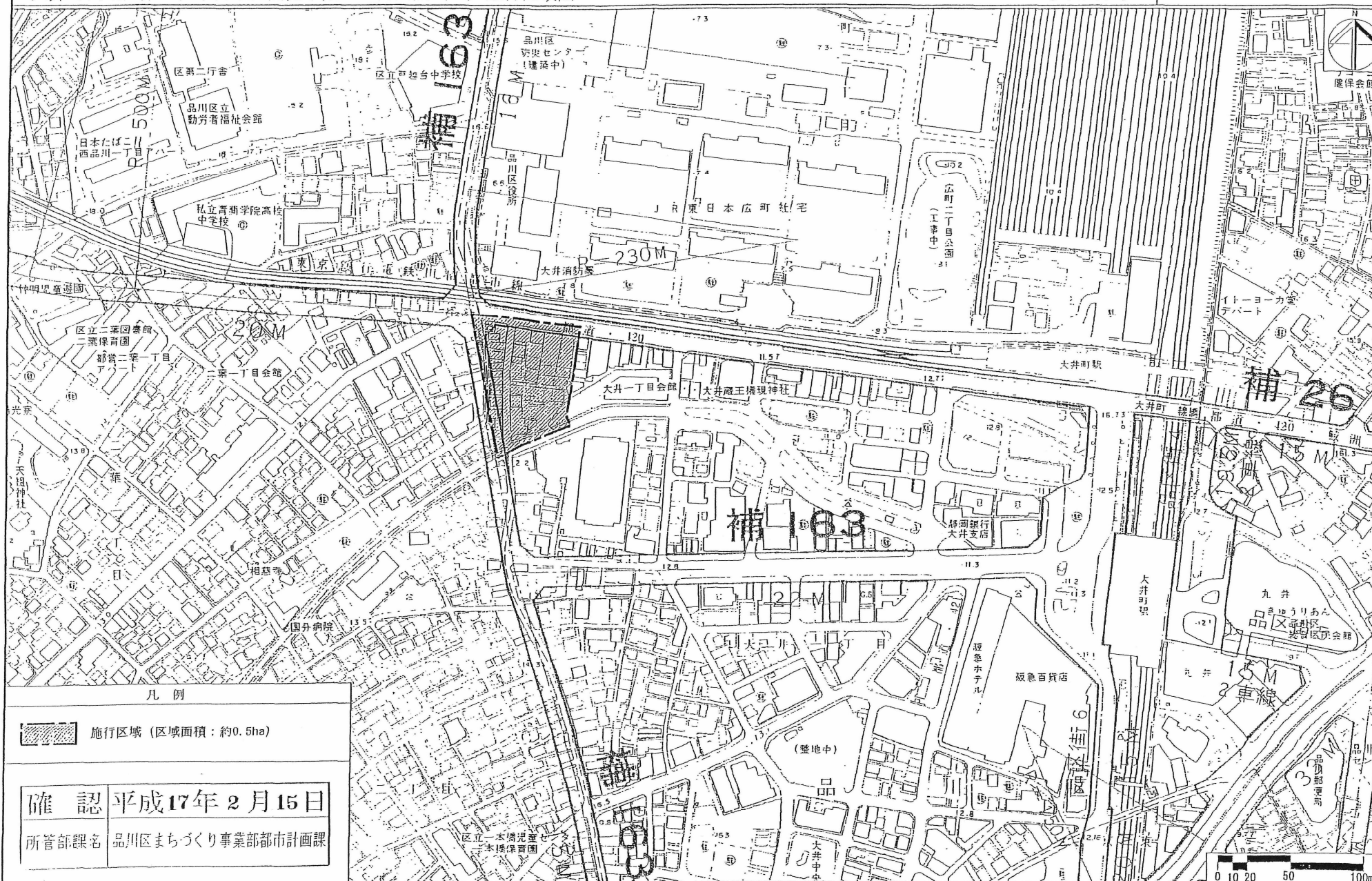
「施行区域、公共施設及び街区の配置、建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、都心近接地区としてふさわしい安全で快適な魅力ある複合市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画 第一種市街地再開発事業
大井町西地区第一種市街地再開発事業

計画図 (1) 施行区域図

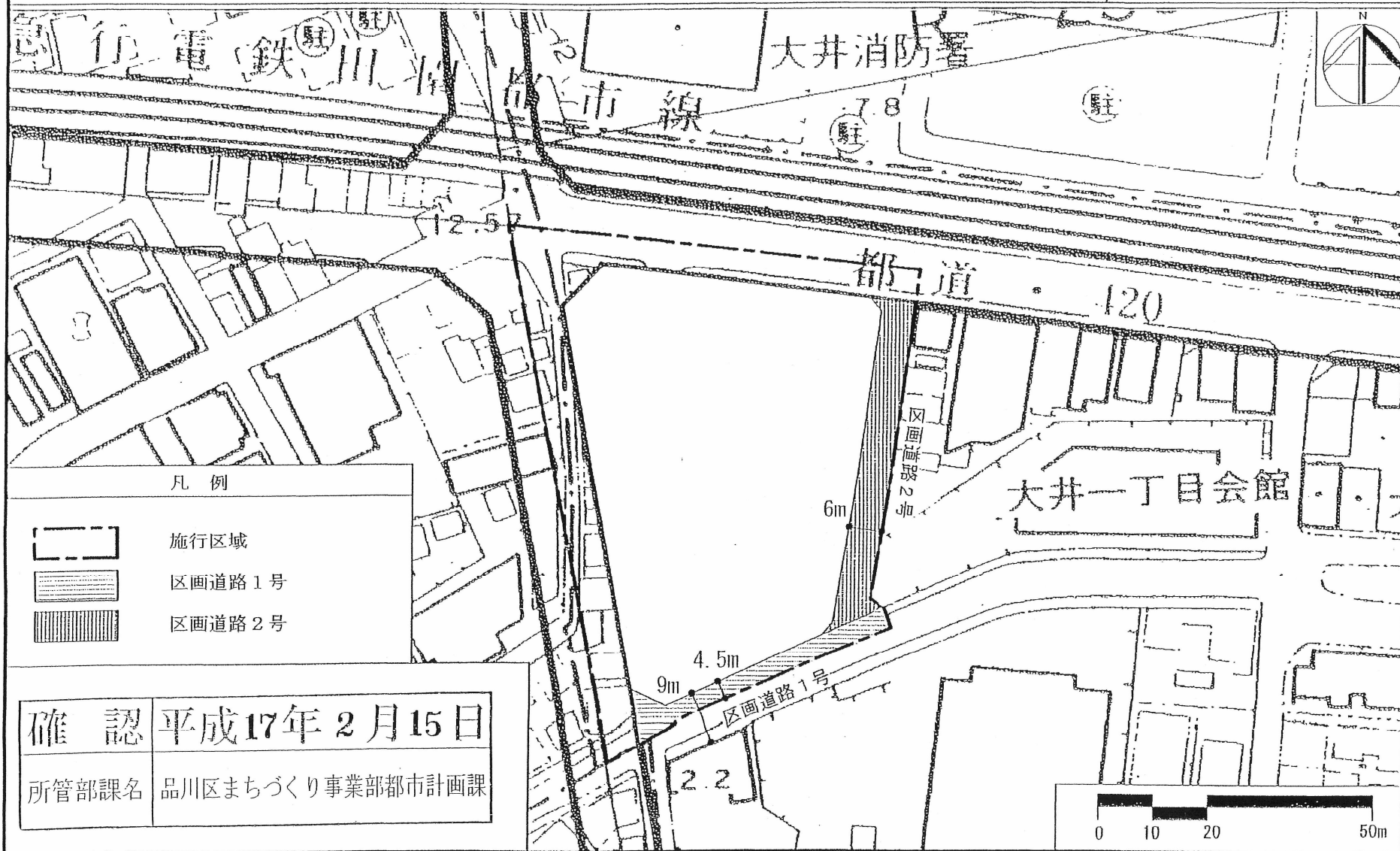
[品川区決定]



東京都市計画 第一種市街地再開発事業
大井町西地区第一種市街地再開発事業

計画図(2)

公共施設の位置
及び街区の配置図 [品川区決定]



東京都市計画 第一種市街地再開発事業
大井町西地区第一種市街地再開発事業

計画図 (3)

建築物の
高さの限度図

[品川区決定]

